

文化財部五〇年のあゆみ

(昭和四十三年～平成三十年)

年	関連事項
昭和四十三年 (二九六八年)	六月 文化財保護委員会と文部省文化局が統合し、「文化庁」が発足。文化財保護審議会発足
昭和四十四年	三月 「日本民俗地図」刊行開始(～平成十二年七月、全一〇巻)
昭和四十五年	文化財保護法二〇周年 四月 歴史民俗資料館建設開始(～平成五年)
昭和四十六年	四月 重要無形文化財の工芸技術記録映画製作開始
昭和四十七年	六月 財団法人文化財建造物保存技術協会設立 三月 高松塚古墳壁画発見 四月 文化財総合防災緊急調査(～四十八年度)
昭和四十八年	五月 沖繩の本土復帰に伴い沖繩の文化財を重要文化財等に指定 八月 第一回集落町並保存対策研究協議会開催。文化財建造物修理主任技術者講習会開始 四月 歴史的集落・町並みの保存対策調査実施
昭和四十九年	八月 「重要文化財建造物等の防災施設の点検について」通知。歴史的景観都市連絡協議会発足 四月 民俗文化財分布調査(～五十九年度)。伝統的建造物群保存対策調査。全国町並み保存連盟発足
昭和五十年	七月 文化財保護法改正。伝統的建造物群

昭和五十一年	保存地区制度、選定保存技術制度の創設、民俗文化財指定制度の整備・創設 四月 文化財保護法の一部改正に伴い重要無形文化財の保持団体を認定 五月 重要無形民俗文化財の初指定。選定保存技術の初選定及びその保持者、保存団体の初認定 九月 重要伝統的建造物群保存地区の初選定
昭和五十二年	美術工芸課に歴史資料部門を置く。民家緊急調査終了(四十一年度～)
昭和五十三年	四月 近世社寺建築緊急調査開始(～平成三年度)。各地方言収集緊急調査開始(～六十年度)
昭和五十四年	「歴史の道」調査・整備事業開始。特別史跡平城宮跡保存整備基本構想策定 四月 民謡緊急調査開始(～平成元年度)。全国伝統的建造物群保存地区協議会発足。「民俗文化財の手びき」刊行
昭和五十五年	七月 全国伝統的建造物群保存地区協議会設立 文化財保護法三〇周年 九月 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約締結
昭和五十八年	四月 諸職関係民俗文化財調査を開始(～平成五年度)
昭和五十九年	十一月 キトラ古墳調査開始。玄武を確認 七月 管理課と無形民俗文化財課を統合し伝統文化課設置
平成元年	四月 民俗芸能緊急調査開始。史跡等活用特別事業開始
(一九八九年)	十二月 記念物課に史跡整備部門を設置 文化財保護法四〇周年
平成二年	四月 近代化遺産(建造物等)総合調査を開始。アジア・太平洋地域文化財建造物保存修復協力事業開始
平成三年	二月 史跡等における歴史的建造物等の復元の取り扱いに関する専門委員会設置 四月 重要伝統的建造物群保存地区防災計画策定調査補助事業開始

平成四年	四月 近代和風建築総合調査開始 五月 全国国宝重要文化財所有者連盟設立 六月 環境庁、農林水産省、文化庁で野生鳥獣の保護及び管理に関する連絡会議を設置。世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約を締結(九月発足)
平成五年	四月 絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律施行。祭り・行事調査開始 五月 生物の多様性に関する条約を締結。「歩き・み・ふれる歴史の道」開始 七月 ユネスコに無形文化財保存振興日本信託基金創設
平成六年	八月 近代化遺産総合調査に基づく初の重要文化財指定 十二月 世界文化遺産に「姫路城」、「法隆寺地域の仏教建造物」登録 七月 文化財保護企画特別委員会が報告書「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」をまとめる 十月 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究開始 十一月 世界文化遺産奈良コンファレンス開催
平成七年	十二月 世界文化遺産に「古都京都の文化財」登録。近代和風建築総合調査に基づく初の重要文化財指定 一月 阪神・淡路大震災により京阪神の文化財が被災 三月 史跡の指定基準の一部改正 四月 国家指定芸能「組踊」特別鑑賞会開催開始 六月 阪神・淡路大震災の復興に伴う埋蔵文化財調査に職員派遣開始(平成九年度まで)。「原爆ドーム(旧広島県産業奨励館)」を史跡に指定 七月 「発掘された日本列島」展開始 八月 「文化財公開施設の設計に関する指針」の策定

平成八年

十二月 世界文化遺産に「白川郷・五箇山の合掌造り集落」登録
一月 「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」の策定
二月 国宝・重要文化財（建造物）の指定基準の一部改正
六月 文化財保護法改正。登録有形文化財制度創設
七月 近代遺跡の調査開始。「近代の文化遺産の保存活用に関する調査研究協力者会議」が報告書をまとめる
十月 「国際民俗芸能フェスティバル」開始。国宝重要文化財（歴史資料）の指定基準の一部改正
十二月 世界文化遺産に「厳島神社」、「原爆ドーム」登録。登録有形文化財（建造物）、初の登録（二一七件）

平成九年

二月 「日本のわざと美」展―重要無形文化財とそれを支える人々―開催開始
三月 文化財情報システムフォーラム開始
四月 近代歴史資料緊急調査開始
五月 文化庁ホームページ開設。昭和の建築を初めて重要文化財に指定
六月 「文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引」刊行
十一月 ユネスコ第二九回総会で「人類の口承遺産の傑作の宣言」（平成十年に「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」と改称）を採択。全国近代化遺産活用連絡協議会設立。特別史跡平城宮跡で朱雀門の復原
十二月 世界文化遺産に「古都奈良の文化財」登録

平成十年

三月 重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針の策定
四月 重要文化財（建造物）耐震診断指針の策定
六月 福岡県と共同で九州国立博物館設立準備専門家を設置
七月 文化財保護法改正。国の権限の一部を都道府県に委譲

平成十一年

三月 重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針の策定
四月 重要文化財（建造物）耐震診断指針の策定
六月 福岡県と共同で九州国立博物館設立準備専門家を設置
七月 文化財保護法改正。国の権限の一部を都道府県に委譲

平成十二年

文化財保護法五〇周年
三月 文化財の生物劣化防除に関する検討協力者会議報告
十二月 世界文化遺産に「琉球王国のグスク及び関連遺産群」登録。特別史跡平城宮跡で東院庭園を復元整備
一月 文部科学省発足。文化財保護部を文化財部に改称。文化財保護審議会が文化審議会に統合される。美術工芸課を美術学芸課に改組。第一回「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」で「能楽」が登録される
四月 「ふるさと文化財の森構想」開始。奈良文化財研究所の独立行政法人移行により、平城宮跡・藤原宮跡等の整備が文化庁直轄となる
六月 特別史跡キトラ古墳の保存・活用等に関する調査研究委員会設置。特別史跡平城宮跡の大極殿正殿復元工事が始まる
十一月 報告書「文化財の保存・活用の新たな展開―文化遺産を未来へ活かすために」取りまとめ
十二月 文化芸術振興基本法施行
文化庁シンボルマーク決定
九月 「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」成立（十二月施行）
十二月 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」について発表
三月 国宝高松塚古墳壁画恒久保存対策検討会設置
十月 ユネスコ第三二回総会で無形文化遺産の保護に関する条約採択（十八年四月発効）
十一月 第二回「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」で「人形浄瑠璃文楽」登録

平成十三年
(二〇〇一年)

平成十四年

三月 重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針の策定
四月 重要文化財（建造物）耐震診断指針の策定
六月 福岡県と共同で九州国立博物館設立準備専門家を設置
七月 文化財保護法改正。国の権限の一部を都道府県に委譲

平成十五年

三月 重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針の策定
四月 重要文化財（建造物）耐震診断指針の策定
六月 福岡県と共同で九州国立博物館設立準備専門家を設置
七月 文化財保護法改正。国の権限の一部を都道府県に委譲

平成十六年

一月 文化財防火デー五〇回
三〜六月 現庁舎で江戸城外堀跡の発掘調査
四月 文化遺産オンライン（試行版）開始
五月 文化財保護法改正。「文化的景観」「民俗技術」「登録有形文化財（美術工芸品関係）」「登録有形民俗文化財」「登録記念物」を創設（十七年四月施行）。指定・選定・登録基準の一部改正等を行う
七月 世界文化遺産に「紀伊山地の霊場と参詣道」登録
八月 キトラ古墳の壁画のはぎ取りを開始
十月 国際会議「有形文化遺産と無形文化遺産の保護―統合的アプローチをめざして」開催。「有形文化遺産及び無形文化遺産の保護のための統合的アプローチ」に関する大和宣言」採択
一月 庁舎改修のため丸の内庁舎へ移転
四月 建造物課が参事官（建造物担当）に改組
七月 「史跡等整備のてびき」保存と活用のために」刊行
十月 九州国立博物館開館。記念物課に文化的景観部門を設置
一月 「近江八幡の水郷」を重要文化的景観第一号として初選定
四月 NPO等による文化財建造物の活用推進事業開始
六月 「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」施行
七月 戦後建築を初めて重要文化財に指定。全国文化的景観地区連絡協議会設立
十一月 参事官（建造物担当）に震災対策部門を設置
三月 「ふるさと文化財の森」を初めて設定

平成十七年

三月 重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針の策定
四月 重要文化財（建造物）耐震診断指針の策定
六月 福岡県と共同で九州国立博物館設立準備専門家を設置
七月 文化財保護法改正。国の権限の一部を都道府県に委譲

平成十八年

三月 重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針の策定
四月 重要文化財（建造物）耐震診断指針の策定
六月 福岡県と共同で九州国立博物館設立準備専門家を設置
七月 文化財保護法改正。国の権限の一部を都道府県に委譲

平成十九年

三月 重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針の策定
四月 重要文化財（建造物）耐震診断指針の策定
六月 福岡県と共同で九州国立博物館設立準備専門家を設置
七月 文化財保護法改正。国の権限の一部を都道府県に委譲

平成二十三年	三月 東日本大震災発生 東日本大震災発生に伴う文化財レス
平成二十二年	三月 「採掘・製造・流通・往来・居住に 関連する文化的景観の保護に関する調 査研究報告書」刊行。「発掘調査のて びき集落遺跡発掘編／整理・報告書 編」刊行 五月 防火防犯研修会議（現、防災防犯対 策研修会）開始 十一月 公開承認施設緊急会議（現、公開 承認施設担当者会議）開始。ユネスコ 無形文化遺産に「組踊ほか」登録
平成二十一年	四月 記念物課に世界文化遺産室を設置 五月 国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設修 理作業室の公開開始 九月 ユネスコ無形文化遺産に「雅楽ほ か」登録 十二月 近代建築として「旧東宮御所（迎 賓館赤坂離宮）」を初の国宝指定 三月 「採掘・製造・流通・往来・居住に 関連する文化的景観の保護に関する調 査研究報告書」刊行。「発掘調査のて びき集落遺跡発掘編／整理・報告書 編」刊行
平成二十年	一月 丸の内庁舎から現庁舎へ移転 三月 現庁舎敷地にある史跡江戸城外堀跡 の追加指定 五月 「地域における歴史的風致の維持及 び向上に関する法律」制定 十一月 ユネスコ無形文化遺産に「能楽ほ か」登録
平成二十年	四月 高松塚古墳石室の取り出し開始（八 月完了）、仮設修理施設での修理開始。 武力紛争の際の文化財の保護に関する 法律成立 六月 現庁舎である「旧文部省庁舎」を登 録有形文化財（建造物）に登録 七月 世界文化遺産に「石見銀山遺跡とそ の文化的景観」登録 十月 伝統文化課に文化財保護調整室、美 術学芸課に古墳壁画室を設置。文化審 議会文化財分科会企画調査会の報告書 発表（「歴史文化基本構想」策定の提 言）

平成二十七年	一月 「石垣整備のてびき」刊行 三月 「史跡等における歴史的建造物の復 元に関する基準」策定。「史跡等・重 要文化的景観マネジメント支援事業報 告書」刊行。「文化的景観保護ハンド ブック」刊行。特別史跡旧弘道館東日 本大震災に伴う弘道館記碑等の復旧事
平成二十六年	四月 世界文化遺産に「富岡製糸場と絹産 業遺産群」登録 十一月 ユネスコ無形文化遺産に「和紙」 登録。登録有形文化財（建造物）が一 万件を突破 一月 「石垣整備のてびき」刊行
平成二十五年	四月 「名勝に関する総合調査―全国的な 調査（所在調査）の結果―報告書」刊 行 六月 世界文化遺産に「富士山―信仰の対 象と芸術の源泉」登録 十月 「重要文化財（建造物）耐震診断・耐 震補強の手引」作成 十二月 ユネスコ無形文化遺産に「和食」 登録 四月 五、五月 東京国立博物館で「キトラ古墳 壁画展」開催 六月 世界文化遺産に「富岡製糸場と絹産 業遺産群」登録 十一月 ユネスコ無形文化遺産に「和紙」 登録。登録有形文化財（建造物）が一 万件を突破 一月 「石垣整備のてびき」刊行
平成二十四年	四月 被災ミュージアム再興事業の発足。 美術品補償制度の発足。東日本大震災 の復興に伴う埋蔵文化財調査に地方教 育委員会の職員派遣開始（継続中） 六月 「近代の庭園・公園等に関する調査 研究報告書」刊行 十二月 ユネスコ無形文化遺産に「那智の 田楽」登録 四月 「名勝に関する総合調査―全国的な 調査（所在調査）の結果―報告書」刊 行
平成二十三年	四月 文化財建造物を活用した地域活性化 事業開始。文化財ドクター派遣事業開 始（東日本大震災） 六月 世界文化遺産に「平泉―仏国土（浄 土）を表す建築・庭園及び考古学的遺 跡群―」登録 十一月 ユネスコ無形文化遺産に「壬生の 花田植ほか」登録 四月 被災ミュージアム再興事業の発足。 美術品補償制度の発足。東日本大震災 の復興に伴う埋蔵文化財調査に地方教 育委員会の職員派遣開始（継続中） 六月 「近代の庭園・公園等に関する調査 研究報告書」刊行 十二月 ユネスコ無形文化遺産に「那智の 田楽」登録 四月 「名勝に関する総合調査―全国的な 調査（所在調査）の結果―報告書」刊 行

平成二十八年	四月 日本遺産認定開始（平成三十一年度 までを予定）及び日本遺産ロゴマーク 発表。重要文化的景観の整備に対する 補助事業開始 七月 世界文化遺産に「明治日本の産業革 命遺産、製鉄・製鋼、造船、石炭産 業」登録 四月 参事官（建造物担当）に近現代建造 物部門を置く 熊本地震発生
平成二十九年	三月 「平城宮跡遺構展示館の露出展示改 善に関する検討委員会報告書」刊行 四月 平成二十八年熊本地震の復興に伴う 埋蔵文化財調査に職員派遣開始（継続 中）。地域文化創生本部を京都に設置 六月 文化芸術振興基本法が改正され、新 たに「文化芸術基本法」が施行 七月 世界文化遺産に「神宿る島」宗 像・沖ノ島と関連遺産群」登録 三月 熊本市が震災からの「熊本城復旧基 本計画」策定 六月 世界文化遺産に「長崎と天草地方の 潜伏キリシタン関連遺産」登録。文化 財保護法改正 十月 文化庁の組織改編 十一月 ユネスコ無形文化遺産に「来訪 神」登録予定
平成三十年	四月 業報告書」刊行 日本遺産認定開始（平成三十一年度 までを予定）及び日本遺産ロゴマーク 発表。重要文化的景観の整備に対する 補助事業開始 七月 世界文化遺産に「明治日本の産業革 命遺産、製鉄・製鋼、造船、石炭産 業」登録 四月 参事官（建造物担当）に近現代建造 物部門を置く 熊本地震発生 六月 熊本城復旧総合支援室設置 七月 世界文化遺産に「ル・コルビュジエ の建築作品―近代建築運動への顕著な 貢献―（国立西洋美術館）」登録 九月 「四神の館」（キトラ古墳壁画保存管 理施設）で壁画の公開始まる 十一月 日本遺産大使就任 十二月 ユネスコ無形文化遺産に「山・ 鉾・屋台行事」登録 三月 「平城宮跡遺構展示館の露出展示改 善に関する検討委員会報告書」刊行 四月 平成二十八年熊本地震の復興に伴う 埋蔵文化財調査に職員派遣開始（継続 中）。地域文化創生本部を京都に設置 六月 文化芸術振興基本法が改正され、新 たに「文化芸術基本法」が施行 七月 世界文化遺産に「神宿る島」宗 像・沖ノ島と関連遺産群」登録 三月 熊本市が震災からの「熊本城復旧基 本計画」策定 六月 世界文化遺産に「長崎と天草地方の 潜伏キリシタン関連遺産」登録。文化 財保護法改正 十月 文化庁の組織改編 十一月 ユネスコ無形文化遺産に「来訪 神」登録予定